

青森県後期高齢者医療広域連合債権管理条例施行規則をここに公布する。

令和八年 二月十七日

青森県後期高齢者医療広域連合長

西 秀 記

青森県後期高齢者医療広域連合規則第一号

青森県後期高齢者医療広域連合債権管理条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県後期高齢者医療広域連合債権管理条例（令和八年青森県後期高齢者医療広域連合条例第一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(督促の手続き)

第二条 条例第五条の規定による督促をするときは、納期限後二十日以内に督促状を発行しなければならない。

2 前項の督促状には、その発行の日から十五日以内において納付すべき期日を指定しなければならない。

(督促後の期間)

第三条 条例第六条に規定する相当の期間は、一年とする。ただし、督促をした後一年以内に同条の規定を適用することが広域連合の債権の保全に必要と認める場合は、この限りではない。

(履行期限後の期間)

第四条 条例第九条に規定する相当の期間は、一年とする。ただし、履行期限後一年を経過することなく、同条各号に該当することが明らかである場合は、この限りではない。

(徴収停止後の期間)

第五条 条例第十二条第五号に規定する相当の期間は、一年とする。

(議会に報告する事項)

第六条 条例第十三条の規定により議会に報告する事項は、次のとおりとする。

- 一 放棄した債権の名称
- 二 放棄した債権の額及び件数

三 債権を放棄した事由

四 その他広域連合長が必要と認める事項
(補則)

第七条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。